

## 地方独立行政法人香取おみがわ医療センター会計実施規程

(趣旨)

**第1条** 地方独立行政法人香取おみがわ医療センター会計規程（以下「会計規程」という。）の実施については、会計規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(事務引継)

**第2条** 会計規程第6条に規定する経理責任者が交替したときは、業務に支障が生じないように円滑に事務の引継ぎを行わなければならない。

2 会計規程第20条に規定する金銭出納員が交替したときは、速やかに、保管する現金、預金通帳等の引継ぎを行い、引継書（別記第1号様式）を作成して、経理責任者に提出しなければならない。

3 前項の引継ぎの際には、金銭等の残高の实在を検証した上、帳簿残高と照合するものとする。

(勘定科目)

**第3条** 会計規程第7条に規定する勘定科目は、別表第1のとおりとする。

(予算科目)

**第4条** 会計規程第11条第4項に規定する予算科目は、別表第2のとおりとする。

(予算及び収支計画)

**第5条** 会計規程第11条第5項に規定する予算及び収支計画の様式は、それぞれ別記第2号様式及び別記第3号様式のとおりとする。

(債務負担行為設定調書)

**第6条** 会計規程第13条第2項に規定する債務負担行為設定調書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

(予算流用申請書等)

**第7条** 会計規程第16条第4項に規定する支出予算流用申請書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

2 会計規程第17条第3項に規定する支出予算流用報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

(予算繰越計算書)

**第8条** 会計規程第18条第3項に規定する予算繰越計算書の様式は、別記第7号様

式のとおりとする。

(小口現金の管理)

**第9条** 会計規程24条に記載の小口現金の管理は、金銭出納員が行うものとする。

- 2 現金は、金銭出納員が経理責任者から交付を受け、保持するものとする。
- 3 小口現金の保有限度額は200万円とする。ただし、理事長が認めるときはこの限りでない。
- 4 金銭出納員の保有する現金は、手提げ金庫に収納の上、金庫に格納し、施錠するものとする。
- 5 小口現金は、少額で緊急やむを得ず支払を要する経費及びつり銭又は両替以外の使途に使用してはならない。
- 6 金銭出納員は、現金の必要がなくなった場合は、直ちに経理責任者に返還しなければならない。
- 7 金銭出納員は、小口現金出納簿を備え、現金の運用状況を明らかにしなければならない。
- 8 金銭出納員は、日々の現金出納業務終了後、帳簿と手許有高の照合を行わなければならない。
- 9 金銭出納員は、その保管に係る現金を亡失又はその事実を発見したときは、直ちにその原因、金額、状況等を調査し、経理責任者に報告しなければならない。

(収入の徴収又は収納の委託)

**第10条** 理事長は、法人の収入の確保及び債務者の利便性の向上のために必要があると認めるときは、法人の職員以外の者にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 2 理事長は、前項の規定により収入の徴収又は収納の事務を委託したときは、当該受託者に証明書を交付するとともに、その旨を当該債務者の見やすい方法により公表しなければならない。

(延納利息)

**第11条** 会計規程第28条第2項に規定する延納利息の率は、契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率とする。

(不良債権の処理)

**第12条** 会計規程第30条に規定する別に定める場合とは、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 消滅時効の期間を経過し、債権の収納が困難であるとき。
- (2) 債務者の住所又は居所が不明であり、債権の収納が困難であるとき。
- (3) 債権の収納に要する費用が当該債権の金額より多額であると認められるとき。
- (4) その他債権の収納が著しく困難であるとき。

(仮払)

**第13条** 会計規程第31条第3項の規定に基づき、仮払を行うことができる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 官公署又はこれに準ずる機関に対して支払うもの
- (2) 旅費
- (3) 損害賠償に係る経費
- (4) その他理事長が特に必要と認めるもの

2 仮払金は、その債務の額が確定した後、速やかに精算しなければならない。

(前払)

**第14条** 会計規程第31条第3項の規定に基づき、前払を行うことができる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 官公署又はこれに準ずる機関に対して支払うもの
- (2) 学会、研修会、講習会等の参加負担金
- (3) 国から購入する物品の代価（物品の購入契約に基づき、契約の相手方が当該物品を外国から直接購入しなければならない場合における代価を含む。）
- (4) 土地及び家屋の借料
- (5) 保険料
- (6) 外国において研究又は調査に従事する者に支給する経費
- (7) 委託費
- (8) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費
- (9) その他理事長が特に必要と認めるもの

2 経理責任者は、支出すべき金額の全額について前払をした場合において、前払

を行った相手方から反対給付に係る履行完了報告を受けたときは、速やかに履行の確認をしなければならない。

(部分払)

**第15条** 会計規程第31条第3項の規定に基づき、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その契約により完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要があるときは、その既済部分又は既納部分の代価の範囲内で部分払をすることができる。

(立替払)

**第16条** 会計規程第31条第3項の規定に基づき、法人の役職員が立替払をすることができる経費は、業務上真にやむを得ないものとして理事長が認めたものとする。

2 前項の規定により立替払をするときは、あらかじめ経理責任者の承認を受けるものとする。

3 法人の役職員は、第1項の規定に基づき立て替えた経費を、請求内容及び金額を明らかにする書類を添えて速やかに経理責任者に請求しなければならない。

4 経理責任者は、前項の請求内容が法人の業務に必要な経費であり、かつ立替払が必要と認める合理的理由がある場合に限り、当該経費を支払うことができる。

(資金計画)

**第17条** 会計規程第35条第2項に規定する資金計画の様式は、別記様式第8号のとおりとする。

(資産亡失(損傷)報告書)

**第18条** 会計規程第55条第2項に規定する資産亡失(損傷)報告書の様式は、別記第9号様式のとおりとする。

## 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条)

勘定科目

分類1	分類2(款)	分類3(項)	分類4(目)	分類5(節)	説明
資産勘定	固定資産	有形固定資産	土地	土地	土地の取得価額を計上
			土地減損損失累計額	土地減損損失累計額	土地の減損損失に係る累計額を計上
			建物	建物	建物及び建物附属設備の取得価額を計上
			建物減価償却累計額	建物減価償却累計額	建物の減価償却に係る累計額を計上
			建物減損損失累計額	建物減損損失累計額	建物の減損損失に係る累計額を計上
			構築物	構築物	構築物の取得価額を計上
			構築物減価償却累計額	構築物減価償却累計額	構築物の減価償却に係る累計額を計上
			構築物減損損失累計額	構築物減損損失累計額	構築物の減損損失に係る累計額を計上
			器械備品	器械備品	器械及び備品の取得価額を計上
				器械備品(リース)	ファイナンス・リース契約に係る器械及び備品の取得価額相当額を計上
			器械備品減価償却累計額	器械備品減価償却累計額	器械及び備品の減価償却に係る累計額を計上
				器械備品(リース)減価償却累計額	器械備品(リース)の減価償却に係る累計額を計上
			器械備品減損損失累計額	器械備品減損損失累計額	器械備品の減損損失に係る累計額を計上
				器械備品(リース)減損損失累計額	器械備品(リース)の減損損失に係る累計額を計上
			車両運搬具	車両運搬具	車両及び運搬具の取得価額を計上
				車両(リース)	ファイナンス・リース契約に係る車両の取得価額相当額を計上
			車両運搬具減価償却累計額	車両運搬具減価償却累計額	車両運搬具の減価償却に係る累計額を計上
				車両(リース)減価償却累計額	車両(リース)の減価償却に係る累計額を計上
			車両運搬具減損損失累計額	車両運搬具減損損失累計額	車両運搬具の減損損失に係る累計額を計上
				車両(リース)減損損失累計額	車両(リース)の減損損失に係る累計額を計上
		建設仮勘定	建設仮勘定	建設中の建物等の対価として支出した額を計上	
		その他有形固定資産	その他有形固定資産	上記以外の有形固定資産の取得価額を計上	
			その他有形固定資産減価償却累計額	その他の有形固定資産の減価償却に係る累計額を計上	
			その他有形固定資産減損損失累計額	その他の有形固定資産に係る減損損失の累計額を計上	
			無形固定資産		
			ソフトウェア	ソフトウェア	ソフトウェアの価額を計上
				ソフトウェア(リース)	ファイナンス・リース契約に係るソフトウェアの取得価額相当額を計上
			電話加入権	電話加入権	電話加入により取得した権利の価額を計上
			その他無形固定資産	その他無形固定資産	上記以外の無形固定資産の価額を計上
			投資その他の資産		
			投資有価証券	投資有価証券	満期日が期末日の翌日から1年を超えて到来する有価証券の価額を計上(売買目的有価証券を除く。)
			長期貸付金	長期貸付金	返済期限が期末日の翌日から1年を超えている貸付金額を計上
			貸倒引当金	貸倒引当金	長期貸付金の回収不能見込額に係る引当金額を計上
			破産債権等	破産債権等	すでに経済的に破綻又は実質的に破綻に陥っている債務者に対する債権金額を計上
			長期前払費用	長期前払費用	時の経過に依存する継続的な役務の享受取引に対する前払分で1年を超えて費用化される未経過分の金額
			長期前払消費税	長期前払消費税	課税売上割合が95%未満の場合の非課税売上に対応する資本支出の課税仕入れに係る控除できない消費税及び地方消費税の額を計上
			長期性預金	長期性預金	期末日の翌日から起算して1年を越えて満期が到来する定期預金の額を計上

分類1	分類2(款)	分類3(項)	分類4(目)	分類5(節)	説明
			未収財源措置予定額	未収財源措置予定額	当法人の業務運営に要する費用のうち、その発生額を後年度において財源措置することとされている特定の費用が発生した際の当該財源措置予定額を計上
			退職給付引当金見返	退職給付引当金見返	退職給付引当金のうち、財源措置が運営費交付金により行われる額を計上
			その他投資資産	その他投資資産	上記以外のその他投資資産の額を計上
	流動資産	流動資産	現金及び預金	現金	通貨及び通貨代用証券の金額(小口現金の金額を除く)を計上
				小口現金	少額経費の支払のために、別口で管理する現金の金額を計上
				預金	銀行などの金融機関に対して預け入れている金額(投資その他の資産に属する預金を除く)を計上
			未収金	現年度未収金	現年度分の未収額(未収収益に属するものを除く。)を計上
				過年度未収金	過年度分の未収額(未収収益に属するものを除く。)を計上
				貸倒引当金	未収金の回収不能見込額に係る引当金額を計上
			たな卸資産	医薬品	医薬品の価額を計上
				診療材料	診療材料の価額を計上
				給食材料	給食材料の価額を計上
				医療用消耗備品	医療用消耗備品の価額を計上
				その他貯蔵品	その他貯蔵品の価額を計上
			前払金	前払金	物品等の購入に際し前払いされたもので、費用に属さないものに係る額を計上
				前払消費税及び地方消費税	年度途中において、中間納付される消費税及び地方消費税の額を計上
			前払費用	前払保険料	料金が前払いされた未経過の保険料の額を計上
				その他前払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価を計上(経過勘定。前払保険料を除く。)
			未収収益	未収収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、既に提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものに係る当該支払を受けていない部分の対価を計上(経過勘定)
			その他流動資産	仮払金	支出額、相手勘定科目等が未確定な支出に係る当該支出額を計上
				立替金	一時的な立替払いを行った際に、当該立て替えた額を計上
				仮払消費税及び地方消費税	課税仕入れにかかる消費税及び地方消費税の額を計上
				特定収入仮払消費税及び地方消費税	特定収入割合が5%超の場合の特定収入を財源として行われた資本支出の課税仕入れに係る控除できない消費税及び地方消費税の額を計上
				その他流動資産	上記以外の流動資産の額を計上
負債勘定	固定負債	固定負債	資産見返負債	資産見返寄附金	固定資産(償却資産及びその取得が中期計画の想定範囲外の非償却資産)の取得価額のうち、用途が特定されている寄附金に対応する額を計上
				資産見返物品受贈額	法人化時に香取市から無償譲渡された固定資産(償却資産)の取得価額を計上
				資産見返運営費負担金	運営費負担金により固定資産を取得した場合の運営費負担金債務から振り替えた額を計上
				資産見返運営費交付金	運営費交付金により固定資産を取得した場合の運営費交付金債務から振り替えた額を計上
				資産見返補助金等	補助金等により固定資産を取得した場合の補助金等債務から振り替えた額を計上
				資産見返工事負担金等	工事負担金等により固定資産を取得した場合の工事負担金等債務から振り替えた額を計上
				建設仮勘定見返運営費負担金	長期の契約により固定資産を取得する際に、運営費負担金を財源として前払金又は部分払金を支払う場合の、当該運営費負担金額について、運営費負担金債務から振り替えた額を計上

分類1	分類2(款)	分類3(項)	分類4(目)	分類5(節)	説明
				建設仮勘定見返運営費交付金	長期の契約により固定資産を取得する際に、運営費交付金を財源として前払金又は部分払金を支払う場合の、当該運営費交付金額について、運営費交付金債務から振り替えた額を計上
				建設仮勘定見返補助金等	長期の契約により固定資産を取得する際に、補助金等を財源として前払金又は部分払金を支払う場合の、当該補助金等の額について、預り補助金等から振り替えた額を計上
				建設仮勘定見返工事負担金等	長期の契約により固定資産を取得する際に、工事負担金等を財源として前払金又は部分払金を支払う場合の、当該工事負担金等の額について、預り工事負担金等から振り替えた額を計上
			長期預り補助金等	長期預り補助金等	期末日の翌日から1年以内に使用されないと認められる預り補助金等の額を計上
			長期預り工事負担金等	長期預り工事負担金等	期末日の翌日から1年以内に使用されないと認められる預り工事負担金等を計上
			長期寄附金債務	長期寄附金債務	期末日の翌日から1年以内に使用されないと認められる寄附金債務の額を計上
			長期借入金	長期借入金	返済期限が期末日の翌日から1年を超えている借入金額を計上
			移行前地方債償還債務	移行前地方債償還債務	返済期限が期末日の翌日から1年を超えている移行前地方債償還債務(地方独立行政法人法第86条第1項の規定により負担する債務)額を計上
			引当金	退職給付引当金	職員の退職給付に係る引当金額を計上
		特別修繕引当金		数年おきに行う大規模な設備修繕に係る引当金額を計上	
		その他引当金		上記以外の引当金額を計上	
			長期リース債務	長期リース債務	ファイナンス・リース契約に係るリース資産を計上した際に計上される債務のうち、期末日の翌日から1年以内に支払われない額を計上
			資産除去債務	資産除去債務	法令又は契約等で要求される有形固定資産の除却費用の見積額を計上
			長期未払金	長期未払金	期末日の翌日から1年を超える支払期限の未払金額を計上
			その他固定負債	その他固定負債	上記以外の固定負債の額を計上
	流動負債	流動負債	運営費負担金債務	運営費負担金債務	香取市から交付された運営費負担金に係る債務額を計上
			運営費交付金債務	運営費交付金債務	香取市から交付された運営費交付金に係る債務額を計上
			預り補助金等	預り補助金等	特定事業等に対して交付された補助金等に係る債務額(長期預り補助金等を除く。)を計上
			預り工事負担金等	預り工事負担金等	受益者等から交付された工事負担金等に係る債務額(長期預り工事負担金等を除く。)を計上
			寄附金債務	寄附金債務	用途が特定されている寄附金に係る債務額(長期寄附金債務を除く。)を計上
			短期借入金	短期借入金	契約時において、返済期限が1年以内の借入金額を計上
			一年以内返済予定長期借入金	一年以内返済予定長期借入金	長期借入金のうち、返済期限が期末日の翌日から1年以内の額を計上
			一年以内返済予定移行前地方債償還債務	一年以内返済予定移行前地方債償還債務	返済期限が期末日の翌日から1年以内の移行前地方債償還債務(地方独立行政法人法第86条第1項の規定により負担する債務)額を計上
			未払金	現年度未払金	現年度分の未払額を計上(未払費用に属するものを除く。)
				過年度未払金	過年度分の未払額を計上(未払費用に属するものを除く。)
			一年以内支払予定リース債務	一年以内支払予定リース債務	ファイナンス・リース契約に係るリース資産を計上した際に計上される債務のうち、1年以内に支払われる額を計上
			未払費用	未払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだその対価の支払が終わらないものに係る当該支払が終わらない部分の対価を計上(経過勘定)
			未払消費税及び地方消費税	未払消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税の納付計算の結果納税が予定される消費税及び地方消費税の額を計上

分類1	分類2(款)	分類3(項)	分類4(目)	分類5(節)	説明
			前受金	営業前受金	営業収益に係る前受金額を計上
				営業外前受金	営業外収益に係る前受金額を計上
				その他前受金	上記以外の科目に係る前受金額を計上
			預り金	患者預り金	救急診療時の概算払い預り金など、患者から受け取る暫定的な預り金額を計上
				預り保証金	契約に伴う預り保証金額を計上
				役職員預り金	役職員からの所得税等の一時的な預り金額を計上
				その他預り金	上記科目以外の預り金額を計上
			前受収益	前受収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払を受けた対価を計上(経過勘定)
			引当金	賞与引当金	職員に対する期末手当及び勤勉手当に係る引当金額を計上
			仮受金	仮受金	収入額、相手勘定科目等が未確定な収入に係る当該収入額を計上
			一年以内履行予定資産除去債務	一年以内履行予定資産除去債務	法令又は契約等で要求される有形固定資産の除去費用の見積額を計上
			その他流動負債	仮受消費税及び地方消費税	課税売上げに係る消費税及び地方消費税の額を計上
				その他流動負債	上記以外の流動負債の額を計上
純資産	資本金	資本金	設立団体出資金	設立団体出資金	香取市からの出資金額を計上
	資本剰余金	資本剰余金	資本剰余金	資本剰余金(運営費負担金)	受け入れた運営費負担金について資本剰余金に振り替えた額を計上
				資本剰余金(運営費交付金)	受け入れた運営費交付金について資本剰余金に振り替えた額を計上
				資本剰余金(補助金等)	受け入れた補助金等について資本剰余金に振り替えた額を計上
				資本剰余金(工事負担金等)	受け入れた工事負担金等について資本剰余金に振り替えた額を計上
				資本剰余金(寄附金)	受け入れた寄附金について資本剰余金に振り替えた額を計上
				資本剰余金(その他)	上記以外の資本剰余金額を計上
	利益剰余金	利益剰余金	積立金	前中期目標期間繰越積立金	地方独立行政法人法第40条第4項の規定に基づき、前中期目標期間から繰り越された積立金額を計上
				目的積立金	地方独立行政法人法第40条第3項及び第84条の規定に基づいて積み立てた目的積立金額を計上
				積立金	地方独立行政法人法第40条第1項の規定に基づいて積み立てた積立金額を計上
			当期末処分利益	当期末処分利益	当期における未処分利益を計上
			前期繰越利益	前期繰越利益	前期より繰越した利益を計上
			繰越欠損金	繰越欠損金	当期末処理損失
収益勘定			営業収益	医業収益	入院収益
	外来収益	外来収益			外来医療に係る収益の額
	その他医業収益	室料差額収益			特別室等使用に係る収益の額
		公衆衛生活動収益			各種の集団健康診断、予防接種等公衆衛生活動に係る収益の額
		医療相談収益			人間ドック等個別健康診断に係る収益の額
		受託検査施設利用収益			受託検査料収入、医療設備、器械を他の医療機関に利用させた場合の収益の額
		その他医業収益			上記以外の医業収益の額
	保険等査定減	保険等査定減入院			社会保険診療報酬支払基金などの審査機関による入院分の審査減額を計上
		保険等査定減外来		社会保険診療報酬支払基金などの審査機関による外来分の審査減額を計上	
	看護師養成事業収益	授業料収益		授業料収益	附属看護専門学校授業料に係る収益
		補助金等収益		国庫補助金	看護師養成事業に係る国庫補助金について収益化した額
				県補助金	看護師養成事業に係る県補助金について収益化した額
				市補助金	看護師養成事業に係る市補助金について収益化した額

分類1	分類2(款)	分類3(項)	分類4(目)	分類5(節)	説明	
				その他補助金等	看護師養成事業に係るその他補助金について収益化した額	
		その他事業収益		受験料	学校の入学試験料に係る収益の額	
				入学金	学校の入学金に係る収益の額	
				教材費	教材の購入費用として徴収する額	
				実習費	実習の費用として徴収する額	
				再試験料	学科試験の再試験料に係る収益の額	
				証明書発行手数料	在学証明、成績証明等の証明書発行に係る手数料収益の額	
				その他事業収益	上記以外の看護師養成事業に係る収益の額	
		資産見返負債戻入		資産見返運営費負担金戻入	運営費負担金により取得した看護師養成事業に係る固定資産の減価償却相当額を資産見返運営費負担金から振り替えて収益化する額を計上	
				資産見返物品受贈額戻入	市から譲与された固定資産のうち看護師養成事業に係る償却資産について、毎事業年度の減価償却相当額を収益化した額	
				資産見返補助金戻入	補助金により取得した看護師養成事業に係る固定資産の減価償却相当額を資産見返補助金から振り替えて収益化する額を計上	
		介護保険事業収益		主治医意見書作成料	主治医意見書作成料収益の額	
				居宅介護支援報酬	居宅介護サービス計画費	居宅介護サービス計画の作成に係る収益の額
				居宅介護サービス報酬	居宅介護サービスの提供に係る収益の額	
				介護報酬査定減	介護報酬査定減	国民健康保険団体連合会による介護報酬の審査減額
				補助金等収益	国庫補助金	介護保険事業に係る国庫補助金について収益化した額
					県補助金	介護保険事業に係る県補助金について収益化した額
					市補助金	介護保険事業に係る市補助金について収益化した額
				その他補助金等	介護保険事業に係るその他補助金について収益化した額	
			その他事業収益	その他事業収益	上記以外の介護保険事業に係る収益の額を計上	
		運営費負担金収益	運営費負担金収益	運営費負担金収益	受け入れた運営費負担金について収益化した額を計上(営業外収益に属するものを除く。)	
		運営費交付金収益	運営費交付金収益	運営費交付金収益	受け入れた運営費交付金について収益化した額を計上(営業外収益に属するものを除く。)	
		補助金等収益		国庫補助金	受け入れた国庫補助金等について収益化した額(営業外収益に属するものを除く。)	
				県補助金	受け入れた県補助金等について収益化した額(営業外収益に属するものを除く。)	
				市補助金	受け入れた市補助金等について収益化した額(営業外収益に属するものを除く。)	
				その他補助金等	受け入れたその他補助金等について収益化した額(営業外収益に属するものを除く。)	
		工事負担金等収益	工事負担金等収益	工事負担金等収益	受け入れた工事負担金等について収益化した額(営業外収益に属するものを除く。)	
		寄附金収益	寄附金収益	寄附金収益	寄附金債務を収益化した額及び用途が特定されていない寄附金に係る収益額(営業外収益に属するものを除く。)	
		財源措置予定額収益	財源措置予定額収益	財源措置予定額収益	当法人の業務運営に要する費用のうち、その発生額を後年度において財源措置することとされている特定の費用が発生した際の当該財源措置予定額にかかる収益額を計上(営業外収益に属するものを除く。)	
		資産見返負債戻入		資産見返寄附金戻入	資産見返寄附金を収益化した額を計上	
				資産見返物品受贈額戻入	資産見返物品受贈額を収益化した額を計上	
				資産見返運営費負担金戻入	資産見返運営費負担金を収益化した額を計上	
				資産見返運営費交付金戻入	資産見返運営費交付金を収益化した額を計上	

分類1	分類2(款)	分類3(項)	分類4(目)	分類5(節)	説明
				資産見返補助金等戻入	資産見返補助金等を収益化した額を計上
				資産見返工事負担金等戻入	資産見返工事負担金等を収益化した額を計上
		雑益	雑益	雑益	上記以外の営業収益の額を計上
	営業外収益	運営費負担金収益	運営費負担金収益	運営費負担金収益	受け入れた運営費負担金について収益化した額(営業収益に属するものを除く。)
		運営費交付金収益	運営費交付金収益	運営費交付金収益	受け入れた運営費交付金について収益化した額(営業収益に属するものを除く。)
		補助金等収益	国庫補助金	国庫補助金	受け入れた国庫補助金について収益化した額(営業収益に属するものを除く。)
			県補助金	県補助金	受け入れた県補助金について収益化した額(営業収益に属するものを除く。)
			市補助金	市補助金	受け入れた市補助金について収益化した額(営業収益に属するものを除く。)
			その他補助金等	その他補助金等	受け入れたその他補助金等について収益化した額(営業収益に属するものを除く。)
		工事負担金等収益	工事負担金等収益	工事負担金等収益	受け入れた工事負担金等について収益化した額(営業収益に属するものを除く。)
		寄附金収益	寄附金収益	寄附金収益	寄附金債務を収益化した額及び用途が特定されていない寄附金に係る収益額(営業収益に属するものを除く。)
		財源措置予定額収益	財源措置予定額収益	財源措置予定額収益	当法人の業務運営に要する費用のうち、その発生額を後年度において財源措置することとされている特定の費用が発生した際の当該財源措置予定額にかかる収益額を計上(営業収益に属するものを除く。)
		財務収益	受取利息及び配当金	預金利息	預貯金の利息に係る収益の額
				貸付金利息	貸付金の利息に係る収益の額
				有価証券利息	有価証券の利息に係る収益の額
				配当金	配当金に係る収益の額
				その他受取利息	上記以外の利息に係る収益の額を計上
		患者外給食収益	患者外給食収益	患者外給食収益	職員、付添人等の給食に係る収益の額
		雑益	有価証券売却益	有価証券売却益	有価証券売却による収益の額
			引当金戻入益	貸倒引当金戻入益	各種貸倒引当金からの戻入の額を計上
				その他引当金戻入益	その他引当金からの戻入の額を計上
			その他雑益	その他雑益	上記以外の営業外の収益のうち少額で重要性の低い収益の額を計上
	臨時利益	固定資産売却益	固定資産売却益	固定資産売却益	固定資産売却による差益の額
		除売却資産見返寄附金戻入	除売却資産見返寄附金戻入	除売却資産見返寄附金戻入	固定資産を売却、交換、除却したときに、資産見返寄附金を収益化した額を計上
		除売却資産見返物品受贈額戻入	除売却資産見返物品受贈額戻入	除売却資産見返物品受贈額戻入	固定資産を売却、交換、除却したときに、資産見返物品受贈額を収益化した額を計上
		除売却資産見返補助金戻入	除売却資産見返補助金戻入	除売却資産見返補助金戻入	固定資産を売却、交換、除却したときに、資産見返補助金を収益化した額を計上
		引当金戻入益	引当金戻入益	引当金戻入益	各種引当金からの戻入の額を計上
		過年度損益修正益	過年度損益修正益	過年度損益修正益	過年度に属する、費用・収益の訂正により、当期に収益として認識した額を計上
		その他臨時利益	その他臨時利益	その他臨時利益	上記以外の臨時利益の額を計上
費用勘定	営業費用	医業費用			医業に係る費用の額を計上
			給与費	給料	常勤職員に対する給料の額
				手当	常勤職員に対する各種手当(期末手当及び勤勉手当を除く。)の額

分類1	分類2(款)	分類3(項)	分類4(目)	分類5(節)	説明
				賞与	職員に対する期末手当及び勤勉手当の額のうち賞与引当金の取崩しにより賄われなかった額
				賞与引当金繰入額	賞与引当金への繰入額を計上
				報酬	非常勤職員に対する報酬、各種手当(期末手当及び勤勉手当を含む。)の額(期末手当及び勤勉手当については、賞与引当金の取崩しにより賄われる額を除く。)
				法定福利費	市町村職員共済組合負担金、地方公務員災害補償基金負担金、健康保険料、雇用保険料、労災保険料及び厚生年金に係る事業者負担額
				退職給付費用	退職給付引当金への繰入額及び職員に対する退職手当の額のうち退職給付引当金の取崩しにより賄われなかった額を計上
			材料費	薬品費	医薬品を費用処理した額を計上
				診療材料費	診療材料を費用処理した額を計上
				給食材料費	給食材料を費用処理した額を計上
				医療用消耗備品費	医療用消耗備品を費用処理した額を計上
				その他貯蔵品費	その他貯蔵品を費用処理した額を計上
				たな卸資産減耗費	たな卸資産の破損変質等による減耗損の額を計上
			経費	厚生福利費	職員及びその家族に対する法定外福利費の額
				報償費	診療等のため臨時に招聘する医師及び外部講師等に対する謝金の額
				旅費交通費	業務のための出張旅費(研修に属するものを除く。)の額
				職員被服費	職員に貸与する被服費の額
				消耗品費	事務用、管理用に供するものであって1年以内に消耗するものの費用の額
				消耗備品費	事務用、管理用の用具等で、固定資産として計上しないもののうち、1年以上使用できるものの費用の額
				光熱水費	電気料、ガス使用料、水道料等の費用の額
				燃料費	重油、ガソリン等の費用の額
				会議費	各種会議等に要する経費の額
				印刷製本費	印刷製本に要する費用の額
				修繕費	固定資産等の維持に必要な修繕の費用の額
				保険料	火災保険料、自動車損害賠償責任保険等の費用の額
				賃借料	土地、建物、器械備品等の賃借に係る費用の額
				通信運搬費	電話電信料、郵便料及び搬送料等の費用の額
				委託料	業務委託に係る費用の額
				諸会費	各種団体等に対する会費の額
				交際費	病院長の交際費の額
				医師確保対策費	常勤医師の採用等医師確保対策に係る費用の額
				租税公課	租税公課の額
				特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金への繰入額を計上
				医業貸倒損失	営業収益に係る未収金(債権)回収不能による貸倒損失額を計上
				貸倒引当金繰入額	各種貸倒引当金への繰入額のうち、営業収益に係る未収額(債権額)に対する繰入額を計上
				貸付資金減免額	貸付金について減免する額を計上
				雑費	上記以外の経費の額を計上
			減価償却費	建物減価償却費	建物の減価償却費の額を計上
				構築物減価償却費	構築物の減価償却費の額を計上
				器械備品減価償却費	器械備品の減価償却費の額を計上
				器械備品(リース)減価償却費	器械備品(リース)の減価償却費の額を計上

分類1	分類2(款)	分類3(項)	分類4(目)	分類5(節)	説明
				車両運搬具減価償却費	車両運搬具の減価償却費の額を計上
				車両(リース)減価償却費	車両(リース)の減価償却費の額を計上
				その他有形固定資産減価償却費	その他有形固定資産の減価償却費の額を計上
				無形固定資産減価償却費	無形固定資産の減価償却費の額を計上
			研究研修費	研究費	研究、研修に要する費用の額
				図書費	研修用図書(定期刊行物を含む。)の購入費用の額
				旅費	学会、講習会出席等の旅費の額
				研究雑費	印刷費、消耗品費、研修会費等で、上記以外の研究研修費の額
		看護師養成事業費用			看護師養成事業に係る費用の額を計上
			給与費	給料	常勤職員に対する給料の額
				手当	常勤職員に対する各種手当(期末手当及び勤勉手当を除く。)の額
				賞与	職員に対する期末手当及び勤勉手当の額のうち賞与引当金の取崩しにより賄わなかった額
				賞与引当金繰入額	賞与引当金への繰入額を計上
				報酬	非常勤職員に対する報酬、各種手当(期末手当及び勤勉手当を含む。)の額(期末手当及び勤勉手当については、賞与引当金の取崩しにより賄われる額を除く。)
				法定福利費	市町村職員共済組合負担金、地方公務員災害補償基金負担金、健康保険料、雇用保険料、労災保険料及び厚生年金に係る事業者負担額
				退職給付費用	退職給付引当金への繰入額及び職員に対する退職手当の額のうち退職給付引当金の取崩しにより賄われなかった額を計上
			教育費	教育材料費	学生用一般教材の購入費用の額
				図書費	学生用蔵書及び定期購読に係る費用
				教育備品費	学生用教育用具等で、固定資産として計上しないもののうち、1年以上使用できる備品の購入費用の額
				実習経費	学生の校外実習に要する経費の額
			経費	厚生福利費	職員及びその家族に対する法定外福利費の額
				報償費	診療等のため臨時に招聘する医師及び外部講師等に対する謝金の額
				旅費交通費	業務のための出張旅費(研修に属するものを除く。)の額
				職員被服費	職員に貸与する被服費の額
				消耗品費	事務用、管理用に供するものであって1年以内に消耗するものの費用の額
				消耗備品費	事務用、管理用の用具等で、固定資産として計上しないもののうち、1年以上使用できるものの費用の額
				光熱水費	電気料、ガス使用料、水道料等の費用の額
				燃料費	ガソリン等の費用の額
				会議費	各種会議等に要する経費の額
				印刷製本費	印刷製本に要する費用の額
				修繕費	固定資産等の維持に必要な修繕の費用の額
				保険料	火災保険料、自動車損害賠償責任保険等の費用の額
				賃借料	土地、建物、器械備品等の賃借に係る費用の額
				通信運搬費	電話電信料、郵便料及び搬送料等の費用の額
				委託料	業務委託に係る費用の額
				諸会費	各種団体等に対する会費の額
				租税公課	租税公課の額
				雑費	上記以外の経費の額を計上

分類1	分類2(款)	分類3(項)	分類4(目)	分類5(節)	説明
			研究研修費	研究費	研究、研修に要する費用の額
				図書費	研修用図書(定期刊行物を含む。)の購入費用の額
				旅費	学会、講習会出席等の旅費の額
				研究雑費	印刷費、消耗品費、研修会費等で、上記以外の研究研修費の額
			減価償却費	建物減価償却費	建物の減価償却費の額を計上
				構築物減価償却費	構築物の減価償却費の額を計上
				器械備品減価償却費	器械備品の減価償却費の額を計上
				車両運搬具減価償却費	車両運搬具の減価償却費の額を計上
				無形固定資産減価償却費	無形固定資産の減価償却費の額を計上
		介護保険事業費用			介護保険事業に係る費用の額を計上
			給与費	給料	常勤職員に対する給料の額
				手当	常勤職員に対する各種手当(期末手当及び勤勉手当を除く。)の額
				賞与	職員に対する期末手当及び勤勉手当の額のうち賞与引当金の取崩しにより賄わなかった額
				賞与引当金繰入額	賞与引当金への繰入額を計上
				報酬	非常勤職員に対する報酬、各種手当(期末手当及び勤勉手当を含む。)の額(期末手当及び勤勉手当については、賞与引当金の取崩しにより賄われる額を除く。)
				法定福利費	市町村職員共済組合負担金、地方公務員災害補償基金負担金、健康保険料、雇用保険料、労災保険料及び厚生年金に係る事業者負担額
				退職給付費用	退職給付引当金への繰入額及び職員に対する退職手当の額のうち退職給付引当金の取崩しにより賄われなかった額を計上
			材料費	薬品費	医薬品を費用処理した額
				診療材料費	診療材料を費用処理した額
				医療用消耗備品費	減価償却を必要としないもののうち1年を超えて使用できる診療用具等を費用処理した額
				たな卸資産減耗費	たな卸資産の破損変質等による減耗損の額を計上
			経費	厚生福利費	職員及びその家族に対する法定外福利費の額
				報償費	診療等のため臨時に招聘する医師及び外部講師等に対する謝金の額
				旅費交通費	業務のための出張旅費(研修に属するものを除く。)の額
				職員被服費	職員に貸与する被服費の額
				消耗品費	事務用、管理用に供するものであって1年以内に消耗するものの費用の額
				消耗備品費	事務用、管理用の用具等で、固定資産として計上しないもののうち、1年以上使用できるものの費用の額
				光熱水費	電気料、ガス使用料、水道料等の費用の額
				燃料費	ガソリンの費用の額
				会議費	各種会議等に要する経費の額
				印刷製本費	印刷製本に要する費用の額
				修繕費	固定資産等の維持に必要な修繕の費用の額
				保険料	火災保険料、自動車損害賠償責任保険等の費用の額
				賃借料	土地、建物、器械備品等の賃借に係る費用の額
				通信運搬費	電話電信料、郵便料及び搬送料等の費用の額
				委託料	業務委託に係る費用の額
				諸会費	各種団体等に対する会費の額
				租税公課	租税公課の額
				雑費	上記以外の経費の額を計上

分類1	分類2(款)	分類3(項)	分類4(目)	分類5(節)	説明
			研究研修費	研究費	研究、研修に要する費用の額
				図書費	研修用図書(定期刊行物を含む。)の購入費用の額
				旅費	学会、講習会出席等の旅費の額
				研究雑費	印刷費、消耗品費、研修会費等で、上記以外の研究研修費の額
			減価償却費	車両運搬具減価償却費	車両運搬具の減価償却費の額を計上
				無形固定資産減価償却費	無形固定資産の減価償却費の額を計上
		一般管理費			管理業務に係る費用の額を計上
			給与費	役員報酬	役員に対する報酬、各種手当(退職手当除く。)及び賞与の額(賞与については、賞与引当金の取崩しにより賄われる額を除く。)
				給料	常勤職員に対する給料の額
				手当	常勤職員に対する各種手当(期末手当及び勤勉手当を除く。)の額
				賞与	職員に対する期末手当及び勤勉手当の額のうち賞与引当金の取崩しにより賄わなかった額
				賞与引当金繰入額	賞与引当金への繰入額を計上
				報酬	非常勤職員に対する報酬、各種手当(期末手当及び勤勉手当を含む。)の額(期末手当及び勤勉手当については、賞与引当金の取崩しにより賄われる額を除く。)
				法定福利費	市町村職員共済組合負担金、地方公務員災害補償基金負担金、健康保険料、雇用保険料、労災保険料及び厚生年金に係る事業者負担額
				退職給付費用	退職給付引当金への繰入額及び職員に対する退職手当の額のうち退職給付引当金の取崩しにより賄われなかった額を計上
			減価償却費	建物減価償却費	建物の減価償却費の額を計上
				構築物減価償却費	構築物の減価償却費の額を計上
				器械備品減価償却費	器械備品の減価償却費の額を計上
				器械備品(リース)減価償却費	器械備品(リース)の減価償却費の額を計上
				車両運搬具減価償却費	車両運搬具の減価償却費の額を計上
				車両(リース)減価償却費	車両(リース)の減価償却費の額を計上
				その他有形固定資産減価償却費	その他有形固定資産の減価償却費の額を計上
				無形固定資産減価償却費	無形固定資産の減価償却費の額を計上
			経費	厚生福利費	役職員及びその家族に対する法定外福利費の額
				報償費	外部講師等に対する謝金の額
				旅費交通費	業務のための出張旅費(研修に属するものを除く。)の額
				職員被服費	役職員に貸与する被服費の額
				消耗品費	事務用、管理用に供するものであって1年以内に消耗するものの費用の額
				消耗備品費	事務用、管理用の用具等で、固定資産として計上しないもののうち、1年以上使用できるものの費用の額
				光熱水費	電気料、ガス使用料、水道料等の費用の額
				燃料費	ガソリンの費用の額
				会議費	各種会議等に要する経費の額
				印刷製本費	印刷製本に要する費用の額
				修繕費	固定資産等の維持に必要な修繕の費用の額
				保険料	火災保険料、自動車損害賠償責任保険等の費用の額
				賃借料	土地、建物、器械備品等の賃借に係る費用の額
				通信運搬費	電話電信料、郵便料及び搬送料等の費用の額
				委託料	業務委託に係る費用の額

分類1	分類2(款)	分類3(項)	分類4(目)	分類5(節)	説明
				諸会費	各種団体等に対する会費の額
				交際費	理事長の交際費の額
				租税公課	租税公課の額
				雑費	上記以外の経費の額を計上
			研究研修費	研究費	研究、研修に要する費用の額
				図書費	研修用図書(定期刊行物を含む。)の購入費用の額
				旅費	学会、講習会出席等の旅費の額
				研究雑費	印刷費、消耗品費、研修会費等で、上記以外の研究研修費の額
	営業外費用	財務費用	支払利息	長期借入金利息	長期借入金の支払利息の額
				移行前地方債償還債務利息	移行前地方債償還債務の支払利息の額
				短期借入金利息	短期借入金の支払利息の額
				その他支払利息	上記以外の支払利息の額を計上
		その他財務費用	その他財務費用	その他財務費用	上記以外の財務費用の額を計上
		患者外給食材料費	患者外給食材料費	患者外給食材料費	職員、付添人等の給食のため消費する食料品、消耗品及び給食用具(1年以内に消費するもの)の費用の額
		営業外貸倒損失	営業外貸倒損失	営業外貸倒損失	営業外収益に係る未収金(債権)回収不能による貸倒損失額を計上
		貸倒引当金医業外繰入額	貸倒引当金医業外繰入額	貸倒引当金医業外繰入額	各種貸倒引当金への繰入額のうち、営業外収益に係る未収額(債権額)に対する繰入額を計上
		資産取得に係る控除対象外消費税償却	資産取得に係る控除対象外消費税償却	資産取得に係る控除対象外消費税償却	長期前払消費税の償却額を計上
		資産取得に係る控除対象外消費税	資産取得に係る控除対象外消費税	資産取得に係る控除対象外消費税	控除対象外消費税額を計上
		雑支出	雑支出	雑支出	上記以外の営業外の支出(費用)の額を計上
	臨時損失	固定資産売却損	固定資産売却損	固定資産売却損	固定資産売却による差損の額を計上
		固定資産除却損	固定資産除却損	固定資産除却損	固定資産の廃棄処分による損失及び撤去費の額を計上
		減損損失	減損損失	減損損失	減損に係る会計処理に基づいて発生した損失額を計上
		過年度損益修正損	過年度損益修正損	過年度損益修正損	過年度に属する、費用・収益の訂正により、当期に損失として認識した額を計上
		その他臨時損失	その他臨時損失	その他臨時損失	上記以外の臨時損失の額を計上

別表第2 (第4条)

予算科目

分類1	分類2(款)	分類3(項)	分類4(目)	分類5(節)
収入	営業収益	医業収益	入院収益	入院収益
			外来収益	外来収益
			その他医業収益	室料差額収益
				公衆衛生活動収益
				医療相談収益
				受託検査施設利用収益
			保険等査定減	保険等査定減(入院)
		保険等査定減(外来)		
		看護師養成事業収益	授業料収益	授業料収益
			補助金等収益	国庫補助金
				県補助金
				市補助金
				その他補助金等
			その他事業収益	受験料
				入学金
		教材費		
		実習費		
		再試験料		
		証明書発行手数料		
		その他事業収益		
		介護保険事業収益	主治医意見書作成料	主治医意見書作成料
			居宅介護支援報酬	居宅介護サービス計画費
				居宅介護サービス報酬
			介護報酬査定減	介護報酬査定減
			補助金等収益	国庫補助金
				県補助金
		市補助金		
		その他補助金等		
		その他事業収益	その他事業収益	
		運営費負担金収益	運営費負担金収益	運営費負担金収益
		運営費交付金収益	運営費交付金収益	運営費交付金収益
		補助金等収益	国庫補助金	
県補助金				

				市補助金
				その他補助金等
		工事負担金等 収益	工事負担金等収益	工事負担金等収益
		寄附金収益	寄附金収益	寄附金収益
		財源措置予定 額収益	財源措置予定額収益	財源措置予定額収益
		雑益	雑益	雑益
	営業外収益	運営費負担金 収益	運営費負担金収益	運営費負担金収益
		運営費交付金 収益	運営費交付金収益	運営費交付金収益
		補助金等収益	補助金等収益	国庫補助金
				県補助金
				市補助金
				その他補助金等
		工事負担金等 収益	工事負担金等収益	工事負担金等収益
		寄附金収益	寄附金収益	寄附金収益
		財源措置予定 額収益	財源措置予定額収益	財源措置予定額収益
		財務収益	受取利息及び配当金	預金利息
				貸付金利息
				有価証券利息
				配当金
				その他受取利息
		患者外給食収 益	患者外給食収益	患者外給食収益
		雑益	有価証券売却益	有価証券売却益
			その他雑益	その他雑益
	資本収入	長期借入金	長期借入金	長期借入金
		運営費負担金	運営費負担金	運営費負担金
		運営費交付金	運営費交付金	運営費交付金
		補助金等	国庫補助金	国庫補助金
			県補助金	県補助金
			市補助金	市補助金
			その他補助金等	その他補助金等
		工事負担金等	工事負担金等	工事負担金等
		寄附金	寄附金	寄附金
		固定資産売却 代金	固定資産売却代金	固定資産売却代金

		長期貸付金返済額	長期貸付金返済額	長期貸付金返済額
		その他資本収入	その他資本収入	その他資本収入
	その他の収入	その他の収入	その他の収入	その他の収入
支出	営業費用	医業費用	給与費	給料
				手当
				賞与
				報酬
				法定福利費
				退職手当
			材料費	薬品費
				診療材料費
				給食材料費
				医療用消耗備品費
				その他貯蔵品費
			経費	厚生福利費
				報償費
				旅費交通費
				職員被服費
				消耗品費
				消耗備品費
				光熱水費
				燃料費
				会議費
				印刷製本費
				修繕費
				保険料
				賃借料
				通信運搬費
				委託料
				諸会費
交際費				
医師確保対策費				
租税公課				
雑費				
研究研修費	研究費			
	図書費			
	旅費			
	研究雑費			
	看護師養成事	給与費	給料	

		業費用		手当
				賞与
				報酬
				法定福利費
				退職手当
			教育費	教育材料費
				図書費
				教育備品費
				実習経費
			経費	厚生福利費
				報償費
				旅費交通費
				職員被服費
				消耗品費
				消耗備品費
				光熱水費
				燃料費
				会議費
				印刷製本費
				修繕費
				保険料
		賃借料		
		通信運搬費		
		委託料		
		諸会費		
		租税公課		
		雑費		
		研究研修費	研究費	
			図書費	
			旅費	
			研究雑費	
		介護保険事業費用	給与費	給料
手当				
賞与				
報酬				
法定福利費				
退職手当				
材料費		薬品費		
		診療材料費		

				医療用消耗備品費
			経費	厚生福利費
				報償費
				旅費交通費
				職員被服費
				消耗品費
				消耗備品費
				光熱水費
				燃料費
				会議費
				印刷製本費
				修繕費
				保険料
				賃借料
				通信運搬費
				委託料
				諸会費
				租税公課
			雑費	
			研究研修費	研究費
				図書費
				旅費
				研究雑費
		一般管理費	給与費	役員報酬
				給料
				手当
				賞与
				報酬
				法定福利費
				退職手当
			経費	厚生福利費
				報償費
				旅費交通費
				職員被服費
				消耗品費
				消耗備品費
				光熱水費
				燃料費
				会議費

				印刷製本費
				修繕費
				保険料
				賃借料
				通信運搬費
				委託料
				諸会費
				交際費
				租税公課
				雑費
			研究研修費	研究費
				図書費
				旅費
				研修雑費
営業外費用	財務費用	支払利息	長期借入金利息	
			移行前地方債償還債務利息	
			短期借入金利息	
			その他支払利息	
		その他財務費用	その他財務費用	
	患者外給食材料費	患者外給食材料費	患者外給食材料費	
	雑支出	雑支出	雑支出	
資本支出	建設改良費	建築工事費	工事費	
			委託料	
		固定資産取得費	有形固定資産取得費	
			無形固定資産取得費	
	償還金	移行前地方債償還債務元金償還金	移行前地方債償還債務元金償還金	
		長期借入金元金償還金	長期借入金元金償還金	
	投資	長期貸付金	長期貸付金	
		その他投資	その他投資	
その他資本支出	その他資本支出	その他資本支出		
その他の支出	その他の支出	その他の支出		

別記

第1号様式（第2条第2項）

年 月 日

経理責任者 宛

引継人（前任者） 職名 氏 名

引受人（後任者） 職名 氏 名

金 銭 出 納 員 事 務 引 継 書

次のとおり、適切に引継ぎを完了しました。

引継物	金額・数量	摘 要

第2号様式（第5条）

予算（            年度）

（単位：千円）

区分	金額
収入	
営業収益	
医業収益	
看護師養成事業収益	
介護保険事業収益	
運営費負担金収益	
運営費交付金収益	
補助金等収益	
その他営業収益	
営業外収益	
運営費負担金収益	
その他営業外収益	
資本収入	
長期借入金	
運営費負担金収入	
その他資本収入	
その他の収入	
計	
支出	
営業費用	
医業費用	
給与費	
材料費	
経費	
研究研修費	
看護師養成事業費用	
介護保険事業費用	
一般管理費	
営業外費用	
資本支出	
建設改良費	
償還金	
投資	
その他資本支出	
その他の支出	
計	

（注1）各項目の数値は、端数をそれぞれ四捨五入している。

※ 上記のほか、注意書きを記載する。

第3号様式（第5条）

収支計画（            年度）

（単位：千円）

区分	金額
収益の部	
営業収益	
医業収益	
看護師養成事業収益	
介護保険事業収益	
運営費負担金収益	
運営費交付金収益	
補助金等収益	
資産見返負債戻入	
その他営業収益	
営業外収益	
運営費負担金収益	
その他営業外収益	
臨時利益	
費用の部	
営業費用	
医業費用	
給与費	
材料費	
経費	
減価償却費	
研究研修費	
看護師養成事業費用	
介護保険事業費用	
一般管理費	
営業外費用	
臨時損失	
純利益	
目的積立金取崩額	
純利益	

（注1）各項目の数値は、端数をそれぞれ四捨五入している。

※ 上記のほか、注意書きを記載する。



第5号様式 (第7条第1項)

支出予算流用申請書

起票者			
起票日		決定日	

							起票

年度 伝票番号

予算科目	流用元	流用先
款 項 目 節 細節 執行所属		
予算現額	円	円
執行済額	円	円
予算残額	円	円
流用額	円	円
流用後予算現額	円	円
流用後予算残額	円	円
摘要		

第6号様式 (第7条第2項)

支出予算流用報告書

起票者			
起票日		報告日	

							起票

年度 伝票番号

予算科目	流用元	流用先
款 項 目 節 細節 執行所属		
予算現額	円	円
執行済額	円	円
予算残額	円	円
流用額	円	円
流用後予算現額	円	円
流用後予算残額	円	円
摘要		

第7号様式 (第8条)

年度 予算繰越計算書

						起案者			
						起案日		決裁日	

※ 備考欄には、翌年度繰越額にかかる財源内訳等参考となる情報等を記載すること。

予算科目				予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	不用額	繰越の理由	備考
款	項	目	節						
				円	円	円	円		

第8号様式（第17条）

資金計画（            年度）

（単位：千円）

区分	金額
資金収入	
業務活動による収入	
診療業務による収入	
看護師養成事業業務による収入	
介護保険事業業務による収入	
運営費負担金による収入	
運営費交付金による収入	
補助金等収入	
その他の業務活動による収入	
投資活動による収入	
運営費負担金による収入	
その他の投資活動による収入	
財務活動による収入	
長期借入による収入	
その他の財務活動による収入	
前事業年度からの繰越金	
資金支出	
業務活動による支出	
給与費支出	
材料費支出	
その他の業務活動による支出	
投資活動による支出	
有形固定資産の取得による支出	
その他の投資活動による支出	
財務活動による支出	
長期借入金の返済による支出	
移行前地方債償還債務の償還による支出	
その他の財務活動による支出	
翌事業年度への繰越金	

（注1）各項目の数値は、端数をそれぞれ四捨五入している。

※ 上記のほか、注意書きを記載する。

第9号様式（第18条）

年 月 日

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター理事長 宛

報告者 所属

職名

氏名

資産亡失（損傷）報告書

このことについて、資産の亡失（損傷）がありましたので報告します。

報告事項	内 容
亡失（損傷）した資産	
保管者又は使用者の氏名	
亡失（損傷）の日時	
亡失（損傷）の場所	
亡失（損傷）の状況・理由	
亡失（損傷）後の処置状況	
その他参考となる事項	
てん末	